

次世代育成支援行動計画懇談会設置要綱

平成23年10月17日
23福保子計第461号
福祉保健局長決定

(目的)

第1 次世代育成支援対策推進法第21条に基づき、次世代育成支援東京都行動計画(以下「行動計画」という。)の実効性ある推進を図るため、行動計画の進捗状況、事業効果等について、専門的な立場から意見や助言を求めることを目的として、次世代育成支援行動計画懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 懇談会は、次の事項について専門的な立場からの意見や助言を行う。

- (1) 次世代育成支援対策の推進に関すること。
- (2) 行動計画の進捗状況に関すること。
- (3) 行動計画の事業効果及び評価指標に関すること。
- (4) その他必要な事項

(懇談会の構成)

- 第3 懇談会は、学識経験者等、15名以内の委員で構成する。
- 2 懇談会において、必要がある時には、臨時委員を置くことができる。
 - 3 懇談会に会長1名を置く。
 - 4 会長は委員の互選により選任する。

(委員の委嘱)

第4 委員は、局長が委嘱する。

(委員の任期)

- 第5 委員の任期は、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集等)

- 第6 懇談会は、会長が招集し、主宰する。
- 2 会長は、第3に定める者のほか、必要があると認めるときは、参考人として都関係部局職員等の出席を求めることができる。

(庶務)

第7 懇談会の庶務は、東京都福祉保健局少子社会対策部計画課において行う。

(雑則)

第8 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成23年10月17日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

次世代育成支援行動計画懇談会 委員名簿

氏 名	所 属
安藤 久美子	日本労働組合総連合会東京都連合会 女性委員会副委員長
安藤 哲也	特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン 代表理事
柏女 霊峰【会長】	淑徳大学総合福祉学部 教授
加藤 正仁	社会福祉法人からしだね うめだ・あけぼの学園 学園長
武石 恵美子	法政大学キャリアデザイン学部 教授
寺出 壽美子	特定非営利活動法人日本子どもソーシャルワーク協会理事長
中村 敬	大正大学人間学部 名誉教授
柘澤 章次	社会福祉法人東京都社会福祉協議会保育部会長
松田 妙子	特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表
森田 明美	東洋大学社会学部 教授
峯岸 道隆	一般社団法人東京都小学校PTA協議会会長
矢島 洋子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社主任研究員